



長野県報

7月7日(木)
平成28年
(2016年)
第2789号

目次

条 例

長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(市町村課)	3
長野県県税条例の一部を改正する条例(税務課)	3
長野県子どもを性被害から守るための条例(次世代サポート課)	6
幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例(こども・家庭課)	8
幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(こども・家庭課)	9
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(医療推進課)	9
貸付金免除条例の一部を改正する条例(医療推進課医師確保対策室)	10
民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例(地域福祉課)	10
長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例(障がい者支援課)	10

告 示

土地収用法に基づく事業の認定(地域振興課)	11
平成28年3月31日専決処分した平成27年度補正予算の要領(財政課)	12
平成28年7月1日成立した平成28年度補正予算の要領(財政課)	12
長野県産科研修医研修資金貸与規程(医療推進課医師確保対策室)	13
自然公園法に基づく公園事業の決定及び公園事業を表示した図書の縦覧(自然保護課)	24
自然公園法に基づく公園事業の変更及び公園事業を表示した図書の縦覧(2件)(自然保護課)	24
保安林予定森林にする旨の通知(6件)(森林づくり推進課)	24
解除予定保安林(2件)(森林づくり推進課)	26
公共測量の実施(4件)(建設政策課)	26
都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づく土地の区域の指定(都市・まちづくり課)	27
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	27
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	27

公 告

特定調達契約に係る一般競争入札(2件)(財産活用課)	28
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(県民協働課)	31
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室)	32
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(6件)(農地整備課)	33
都市計画区域区分の変更案作成のための公聴会の開催(都市・まちづくり課)	34
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課)	35
土地改良区連合役員の就退任の届出(農地整備課)	36
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課)	36
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(企業局)	36
特定調達契約に係る一般競争入札(情報管理課)	36
特定調達契約に係る一般競争入札(東北信運転免許課)	38

正誤(3件)(農地整備課)	39
---------------------	----

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（条例第29号）

- 1 国政選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に係る限度額の改定に準じて、長野県議会議員及び長野県知事の選挙における公費負担に係る限度額を改定することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例（条例第30号）

- 1 地方税法等の一部改正等に伴い、地方公共団体が行う、地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して法人が行った寄附について、法人県民税及び法人事業税から税額控除する規定を設けることとしたほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日（一部の規定は、平成30年1月1日）から施行します。

◇ 長野県子どもを性被害から守るための条例（条例第31号）

- 1 子どもを性被害から守るための取組に関し必要な事項を定め、子どもを性被害から守るための取組を総合的に推進することにより、子どもの尊厳を保持し、子どもの健やかな成長を支援するため、次のとおり条例を制定しました。
 - (1) 基本理念並びに県、保護者、学校等、事業者及び県民の責務を定めました。
 - (2) 基本的施策を次のように定めました。
 - ア 性被害の予防のための人権教育及び性教育の充実を図ることとしました。
 - イ インターネットの適正な利用の推進のため、情報モラルに関する教育等の充実を図ることとしました。
 - ウ 性に関する相談をすることができる体制の充実及び子どもが安心して過ごすことができる居場所の整備を促進することとしました。
 - エ 県民運動の推進を図ることとしました。
 - オ 性被害を受けた子どもの支援体制を整備することとしました。
 - カ 県民の理解の促進、性被害予防等に関する施策等について広報啓発を行うこととしました。
 - (3) 威迫等による性行為等の禁止及び深夜外出の制限等について定めました。
- 2 この条例は、公布の日（一部の規定は、平成28年11月1日）から施行します。

◇ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例（条例第32号）

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における職員配置の特例を定めました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第33号）

- 1 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園における職員配置の特例を定めました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第34号）

- 1 医療法の一部改正に伴い、同法を引用している規定について所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成28年9月1日から施行します。

◇ 貸付金免除条例の一部を改正する条例（条例第35号）

- 1 県内医療機関の産科医の確保を図るための長野県産科研修医研修資金を創設することに伴い、県内医療機関において産科の医師としてその業務に従事した者の償還債務の免除規定を定めました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（条例第36号）

- 1 民生委員の一斉改選にあたり、地域の実情を踏まえて市町村ごとの委員の定数を改定することとしました。
- 2 この条例は、平成28年12月1日から施行します。

◇ 長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（条例第37号）

- 1 保険診療との併用が認められる療養を定める厚生労働省告示の一部改正に伴い、当該告示を引用している規定について所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。



長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成28年7月7日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第29号

長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例（平成6年長野県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条の表中「1万5,300円」を「1万5,800円」に、「7,350円」を「7,560円」に改める。

第10条の表中「7円30銭」を「7円51銭」に、「4円88銭」を「5円2銭」に、「36万5,000円」を「37万5,500円」に改める。

第14条の表中「510円48銭」を「525円6銭」に、「30万1,875円」を「31万500円」に、「26円73銭」を「27円50銭」に、「55万7,115円」を「57万3,030円」に改める。

附則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

市町村課

長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成28年7月7日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第30号

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項中「がある連結子法人（連結申告法人）」を「（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。））」に改める。

附則第4条の4第1項第2号のうち「第10条の5の4」を「第10条の5の3」に改める。

附則第4条の5中「100分の10」を「100分の20」に改める。

附則第13条を附則第12条の2とし、同条の次に次の1条を加える。

（法人の県民税の特定寄附金税額控除）

第13条 法人税法第121条第1項（同法第146条第1項において準用する場合を含む。）の承認を受けている法人が、平成28年4月20日から平成32年3月31日までの間に、地域再生法第8条第1項に規定する認定地方公共団体（第3項及び附則第13条の2の3第1項において「認定地方公共団体」という。）に対して法附則第8条の2の2第1項に規定する特定寄附金（以下この条において「特定寄附金」という。）を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「寄附金支出事業年度」という。）の法第53条第1項（同項に規定する予定申告法人に係る部分を除く。）、第22項又は第23項の規定により申告納付すべき法人税割額から、当該寄附金支出事業年度において支出した特定寄附金の額（当該寄附金支出事業年度の法人税の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。）の法附則第8条の2の2第1項に規定する合計額の100分の5に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の寄附金支出事業年度における控除額が、当該法人の当該寄附金支出事業年度のこの項並びに法第53条第24項、第25項及び第26項（同条第28項（同条第29項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第29項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないで計算した場合の法人税割額（当該法人税割額のうち

法人税法第89条(同法第145条の5において準用する場合を含む。)の申告書に係る法人税額が含まれている場合には、当該法人税額をないものとして計算した場合の法人税割額とする。)の100分の20に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は、当該100分の20に相当する金額とする。

2 前項の規定は、法第53条第1項、第22項若しくは第23項の規定による申告書又は法第20条の9の3第3項の規定による更正請求書に、前項の規定による控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した法附則第8条の2の2第2項に規定する総務省令で定める書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として同項に規定する総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、前項の規定により控除する金額は、法第53条第1項の規定による申告書(法人税法第71条第1項の規定による法人税の申告書(同法第72条第1項各号に掲げる事項を記載したものに限る。)、同法第74条第1項の規定による法人税の申告書、同法第144条の3第1項の規定による法人税の申告書(同法第144条の4第1項各号に掲げる事項を記載したものに限る。))又は同法第144条の6第1項の規定による法人税の申告書に係る部分に限る。)に添付されたこれらの書類に記載された特定寄附金の額を基礎として計算した金額を限度とする。

3 連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項及び次項において同じ。)又は当該連結親法人との間に第29条第3項に規定する連結完全支配関係がある連結子法人(同項に規定する連結子法人をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第3項に規定する連結申告法人に限る。)が、平成28年4月20日から平成32年3月31日までの間に、認定地方公共団体に対して特定寄附金を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む連結事業年度(以下この項において「寄附金支出連結事業年度」という。)の法第53条第4項、第22項又は第23項の規定により申告納付すべき法人税割額から、当該寄附金支出連結事業年度において支出した特定寄附金の額(当該寄附金支出連結事業年度の法人税の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。)の法附則第8条の2の2第3項に規定する合計額の100分の5に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を控除する。この場合において、当該連結親法人又は連結子法人の寄附金支出連結事業年度における控除額が、当該連結親法人又は連結子法人の当該寄附金支出連結事業年度のこの項並びに法第53条第24項、第25項及び第27項(同条第28項(同条第29項において準用する場合を含む。))においてみなして適用する場合及び同条第29項において準用する場合を含む。)の規定を適用しないで計算した場合の法人税割額の100分の20に相当する額を超えるときは、その控除する金額は、当該100分の20に相当する金額とする。

4 前項の規定は、法附則第8条の2の2第4項各号に掲げる連結親法人又は連結子法人については、適用しない。

5 第3項の規定は、法第53条第4項、第22項若しくは第23項の規定による申告書又は法第20条の9の3第3項の規定による更正請求書に、第3項の規定による控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した法附則第8条の2の2第5項に規定する総務省令で定める書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として同項に規定する総務省令で定める書類の添付があ

る場合に限り、適用する。この場合において、第3項の規定により控除する金額は、法第53条第4項の規定による申告書に添付されたこれらの書類に記載された特定寄附金の額を基礎として計算した金額を限度とする。

附則第13条の2の2の見出し中「税率」を「税率等」に改め、同条に次の1項を加える。

5 平成28年4月20日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税についての次条第1項の規定の適用については、同項中「100分の15」とあるのは、「100分の20」とする。

附則第13条の2の4を附則第13条の2の5とし、附則第13条の2の3を附則第13条の2の4とし、附則第13条の2の2の次に次の1条を加える。

(法人の事業税の特定寄附金税額控除)

第13条の2の3 法人税法第121条第1項(同法第146条第1項において準用する場合を含む。)の承認を受けている法人又は同法第121条第1項の承認を受けていない法人で第29条第3項に規定する連結申告法人に該当するものが、平成28年4月20日から平成32年3月31日までの間に、認定地方公共団体に対して法附則第9条の2の2第1項に規定する特定寄附金(以下この条において「特定寄附金」という。)を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「寄附金支出事業年度」という。)に係る法第72条の25、第72条の26第1項ただし書、第72条の28又は第72条の33第2項若しくは第3項の規定により申告納付すべき事業税額から、当該寄附金支出事業年度において支出した特定寄附金の額(当該寄附金支出事業年度の法人税の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。)の法附則第9条の2の2第1項に規定する合計額の100分の10に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を控除する。この場合において、当該法人の寄附金支出事業年度における控除額が、当該法人の当該寄附金支出事業年度の法第72条の24の7第1項から第3項までの規定により計算した事業税額の100分の15に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は、当該100分の15に相当する金額とする。

2 前項の規定は、法第72条の25、第72条の26第1項ただし書若しくは第72条の28の規定による申告書、法第72条の33第2項若しくは第3項の規定による修正申告書又は法第20条の9の3第3項の規定による更正請求書に、前項の規定による控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した法附則第9条の2の2第2項に規定する総務省令で定める書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として同項に規定する総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、前項の規定により控除する金額は、法第72条の25、第72条の26第1項ただし書又は第72条の28の規定による申告書に添付されたこれらの書類に記載された特定寄附金の額を基礎として計算した金額を限度とする。

附則第17条の2の2第2項第1号の(ウ)中「及び附則第17条の6第4項」を「並びに附則第17条の6第3項及び第4項」に改め、同号のイ中「附則第17条の6第4項」を「附則第17条の6第3項」に改める。

附則第17条の6第1項中「次項において同じ」及び「同項において同じ」を削り、「当該各号に定める年度以後の年度分」を

「平成28年度分」に改め、同項第1号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第2号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、「又は第2項」を削り、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 次に掲げる自動車に対する第57条の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 電気自動車
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第4号及び第5号において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第5条の2第1項に規定するもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第8項に規定するもの
- (3) 充電機能付電力併用自動車（法附則第12条の3第3項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。）
- (4) エネルギー消費効率がエネルギーの使用の合理化等に関する法律第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第5条の2第4項に規定するエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第5条の2第5項に規定するもの（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので同条第9項に規定するもの
- (5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第10項に規定するものに適合するもの

左欄	中欄	右欄
第57条第1項第1号のイ	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円

	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
	40,700円	10,500円
第57条第1項第1号のイ	29,500円	7,500円
	34,500円	9,000円
	39,500円	10,000円
	45,000円	11,500円
	51,000円	13,000円
	58,000円	14,500円
	66,500円	17,000円
	111,000円	28,000円
第57条第1項第2号のイ	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円
	22,000円	5,500円
	29,500円	7,500円
第57条第1項第2号のイ	4,700円	1,200円
	8,000円	2,000円
	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円
	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
	30,000円	7,500円
	35,000円	9,000円
	40,500円	10,500円
	6,300円	1,600円
第57条第1項第2号のウの(7)	7,500円	2,000円
	15,100円	4,000円
第57条第1項第2号のウの(4)	10,200円	3,000円
	20,600円	5,500円
第57条第1項第3号のイの(7)	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	29,000円	7,500円

第57条第1項第3号のアの(イ)	26,500円	7,000円
	32,000円	8,000円
	38,000円	9,500円
	44,000円	11,000円
	50,500円	13,000円
	57,000円	14,500円
	64,000円	16,000円
第57条第1項第3号のイ	33,000円	8,500円
	41,000円	10,500円
	49,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	74,000円	18,500円
	83,000円	21,000円
第57条第1項第4号	4,500円	1,500円
	6,000円	1,500円
第57条第1項第5号	23,600円	6,000円
	27,600円	7,000円
	31,600円	8,000円
	36,000円	9,000円
	40,800円	10,500円
	46,400円	12,000円
	53,200円	13,500円
	61,200円	15,500円
	70,400円	18,000円
	88,800円	22,500円
第57条第2項第1号	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第57条第2項第2号	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円

附則第17条の6第4項の表以外の部分を次のように改める。

- 4 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第11項に規定するもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する第57条の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第17条の6第5項から第8項までを削り、同条第9項中「第4項及び第5項(これらの規定を前項において読み替えて準用する場合を含む。)並びに第6項及び第7項」を「前2項」に、「第3項」を「第2項」に改め、同項を同条第5項とする。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第4条の4第1項第2号のウの改正規定は、平成30年1月1日から施行する。(県民税に関する規定の適用)
- この条例による改正後の長野県税条例(以下「新条例」という。)附則第4条の5の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成27年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 新条例附則第13条の規定は、平成28年4月20日以後に終了する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の県民税について適用する。(事業税に関する規定の適用)
- 新条例附則第13条の2の3の規定は、平成28年4月20日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用する。(自動車税に関する規定の適用)
- 新条例附則第17条の6の規定は、平成28年度分の自動車税について適用し、平成27年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

税 務 課

長野県子どもを性被害から守るための条例をここに公布します。

平成28年7月7日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第31号

長野県子どもを性被害から守るための条例

(目的)

- 第1条 この条例は、子どもの性被害が、その心身に重大な影響を及ぼすものであり、かつ、その被害を生じさせる行為が、子どもの尊厳を害するものであることに鑑み、子どもを性被害から守るための取組に関し、基本理念を定め、及び県等の責務を明らかにするとともに、性被害の予防、性被害を受けた子どもの支援等に関する基本的施策及び必要な規制を定めることにより、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例(平成26年長野県条例第32号)と相まって、子どもを性被害から守るための取組を総合的に推進し、もって子どもの尊厳を保持し、及び健やかな成長を支援することを目的とする。

(適用上の注意)

- 第2条 この条例の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意するとともに、子どもの最善の利益を尊重しなければならない。

(定義)

- 第3条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者をいう。
- この条例において「性被害」とは、次に掲げる行為による身体的又は精神的被害をいう。
 - 刑法(明治40年法律第45号)第176条から第178条まで、第181条、第225条(わいせつの目的に係る部分に限る。)及び第241条の罪に当たる行為
 - 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第60条第1項の罪に当たる行為

(3) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第4条、第7条並びに第8条第1項及び第2項の罪に当たる行為

(4) 第19条第1項の罪に当たる行為

(5) 前各号に掲げる行為のほか、自己の性的好奇心を満たす目的で犯した罪に当たる行為

(6) 性的搾取、性的虐待その他の性の乱用に係る行為で前各号に掲げる行為に該当しないもの

3 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

4 この条例において「学校等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。)その他これらに類する施設をいう。

5 この条例において「県民運動」とは、全ての子どもが、自尊感情及び自己肯定感を育み、社会とのかかわりを自覚することができるように支援するとともに、子どもの健全な成長を阻害する要因を除去し、安全で安心して暮らすことができる社会環境を整備すること等により、子どもを性被害から守るため、県、市町村、保護者、学校等、事業者、県民その他の関係者が相互に連携協力し、又は一体的に実施する取組をいう。

(基本理念)

第4条 子どもを性被害から守るための取組は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

(1) 子どもは、自己及び他者を大切に思う心を育み、性被害から自己を守るための正しい知識に基づいて自立的に行動し、健全に成長していくべき存在であること。

(2) 県、市町村、保護者、学校等、事業者、県民その他の関係者が主体的かつ自主的に取り組むとともに、県民運動として推進されるべきものであること。

(県の責務)

第5条 県は、前条に定める基本理念(第15条において「基本理念」という。)にのっとり、子どもを性被害から守るための取組について総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市町村、保護者、学校等、事業者、県民その他の関係者と連携協力するよう努めるものとする。

3 県は、県民運動を尊重し、それを積極的に推進するものとする。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、その監護する子どもを守る第一義的責任を有することを認識し、子どもを性被害から守るために必要な教育並びに子どもが性被害を受けたときの保護及び支援を行うよう努めるものとする。

(学校等の責務)

第7条 学校等は、子どもが性被害の被害者及び加害者にならないようにするため、子どもを性被害から守るための人権教育、性教育及び情報モラル(情報化社会で適正な活動を行うための基となる考え及び態度をいう。第11条第1項及び第2項において同じ。)に関する教育を行うよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、子どもの性被害の防止に配慮するとともに、県が実施する施策並びに学校等及び地域の取組に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第9条 県民は、地域社会で子どもを育むことの重要性を認識し、子どもを性被害から守るため、主体的かつ自主的な取組を行うよう努めるとともに、県が実施する施策並びに学校等及び地域の取組に協力するよう努めるものとする。

(性被害の予防のための教育の充実)

第10条 県は、学校等における子どもに対する人権教育及び性教育の充実を図るため、教員等に対する研修、教材又は参考となる資料の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、地域における子ども、保護者及び県民に対する人権教育及び性教育の充実を図るため、県民運動を推進する団体等への研修、教材又は参考となる資料の提供、専門的知識を有する者の派遣その他の必要な支援を行うものとする。

(インターネットの適正な利用の推進)

第11条 県は、学校等における子どもに対する情報モラルに関する教育の充実を図るため、教員等に対する研修、教材又は参考となる資料の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、地域における子ども、保護者及び県民に対する情報モラルに関する啓発活動の充実を図るため、県民運動を推進する団体等への研修、教材又は参考となる資料の提供、専門的知識を有する者の派遣その他の必要な支援を行うものとする。

3 県は、情報通信事業者等との連携協力により、子どものインターネットの適正な利用を推進する取組を行うものとする。

(相談体制の充実等)

第12条 県は、子ども、保護者等が性に関する相談をすることができる体制を充実するとともに、子どもが悩み等を抱え孤立することのないよう、大人の見守り及び支援の下で、安心して過ごすことができる場の整備を促進するものとする。

(県民運動の推進)

第13条 県は、時代の変化に対応した県民運動の推進を図るため、県民運動を担う人材の育成、県民運動への県民、事業者等の参加を促進するための情報の提供、県民運動を推進する市町村及び団体等に対する研修その他の必要な支援を行うものとする。

(性被害を受けた子どもへの支援)

第14条 県は、性被害を受けた子どもが心身に受けた影響から早期に回復し、当該子どもが健全に成長するため、関係行政機関、医療機関等と連携協力し、当該子どもの身体的、精神的な負担等の解消又は軽減に資する医療の提供、福祉に関する相談等の支援体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、性被害を受けた子どもが安心して適切な支援を受けられるよう、支援を行う者に対する研修の実施その他の必要な支援を行うものとする。

(啓発活動)

第15条 県は、市町村と連携協力し、基本理念に関する県民の理解の促進、子どもの性被害の予防等に関する施策等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(大人の責任)

第16条 大人は、真摯な恋愛を除き、判断能力が未熟な子どもに対し、性行為又はわいせつな行為を行うことは、子どもの成長発達を見守り、支える大人の責任として許されないものであることを自覚しなければならない。

(威迫等による性行為等の禁止)

第17条 何人も、子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて、性行為又はわいせつな行為を行ってはな

らない。

2 何人も、子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じてわいせつな行為を行わせてはならない。

3 何人も、子どもに対し、自己の性的好奇心を満たす目的で、性行為又はわいせつな行為を見せ、又は教えてはならない。

(深夜外出の制限)

第18条 保護者は、通勤、通学その他の正当な理由のある場合を除き、深夜(午後11時から翌日の午前4時までの時間をいう。以下この条において同じ。)に子どもを外出させないように努めなければならない。

2 何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他の正当な理由がある場合を除き、深夜に子どもを連れ出し、同伴し、又は子どもの意に反しとどめてはならない。

3 深夜に営業を行う者は、深夜に当該営業に係る施設内又は敷地内にいる子どもに対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

4 何人も、深夜に外出している子どもに対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

(罰則)

第19条 第17条第1項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 前条第2項の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

3 第17条第1項又は前条第2項に規定する行為をした者は、当該子どもの年齢を知らないことを理由として、前2項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該子どもの年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

(適用除外)

第20条 この条例に違反した者が子どもであるときは、当該子どもに対しては、この条例の罰則は適用しない。違反する行為をしたとき子どもであった者についても、また同様とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条から第20条までの規定は、平成28年11月1日から施行する。

(検討)

2 この条例の規定については、子どもを取り巻く社会環境の変化、この条例の施行の状況等を勘案しつつ検討するものとし、必要があると認められるときは、所要の措置を講ずるものとする。

次世代サポート課

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。
平成28年 7月 7日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第32号

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例(平成18年長野県条例第63号)の一部を次のように改正する。
附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、同項の次に次の見出し及び5項を加える。

(認定こども園の職員資格に関する特例)

2 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、別表の第1の1本文の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数が1人となる場合には、当分の間、同第1の2及び3の規定にかかわらず、同第1の1の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち1人は、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者となることができる。

3 別表の第1の2の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第6項において同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第6項において同じ。)をもって代えることができる。

4 別表の第1の3の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

5 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における別表の第1の2及び3の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、別表の第1の1の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

附則第3項	別表の第1の2の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第4項	別表の第1の3の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第5項	別表の第1の2及び3の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

こども・家庭課

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成28年 7月 7日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第33号

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年長野県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「いう」の次に「。附則第9項において同じ」を加える。

附則に次の見出し及び4項を加える。

（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）

8 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第5条第3項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同項の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者として認めることができる。

9 職員については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下この項及び附則第11項において「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

10 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における職員については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

11 前2項の規定により職員を小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、第5条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

こども・家庭課

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成28年 7月 7日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第34号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表の4の項中「、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下この項において「改正法」という。）附則第8条の規定によりなお効力を有することとされる同法第2条の規定による改正前の法第42条第2項に規定する特別医療法人」を削り、「(32)」を「(30)」に、「(37)」を「(35)」に、「(40)」を「(38)」に、「第46条の2第1項ただし書」を「第46条の5第1項ただし書」に、「第46条の3第1項ただし書」を「第46条の5第6項ただし書」に、「理事長選出」を「理事構成」に、「第46条の4第5項」を「第46条の5の3第2項（法第46条の6の2第3項において準用する場合を含む。）」に、「仮理事」を「一時役員職務を行うべき者」に、「第46条の4第6項」を「第46条の6第1項ただし書」に、「特別代理人の選任」を「理事長選出の特例の認可」に、「第46条の4第7項第4号」を「第46条の8第1項第4号」に、「第47条第1項ただし書」を「第52条第1項」に、「理事構成の特例の認可」を「書類の届出の受理」に、「第50条第1項」を「第52条第2項」に、「定款又は寄附行為の変更の認可」を「書類の閲覧」に、「第50条第3項」を「第54条の9第3項」に、「寄附行為の変更の届出の受理」を「寄附行為の変更の認可」に、

「 (24) 法第52条第1項の規定による書類の届出の受理
(25) 法第52条第2項の規定による書類の閲覧 」

を

「 (24) 法第54条の9第5項の規定による定款又は寄附行為の変更の届出の受理 」

に、「(26)」を「(25)」に、「(27)」を「(26)」に、「(28)」を「(27)」に、

「 (29) 法第63条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査
(30) 改正法附則第12条第2項の規定によりなお効力を有することとされる同法第2条の規定による改正前の法第51条第1項の規定による決算の届出の受理 」

を

「 (28) 法第63条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査 」

に、「(31) 改正法」を「(29) 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下この項において「改正法」という。）」に、「(33)」を「(31)」に、

「(34)」を「(32)」に、「(35)」を「(33)」に、「(36)」を「(34)」に、「(38)」を「(36)」に、「(39)」を「(37)」に、「(41)」を「(39)」に改める。

附 則

この条例は、平成28年9月1日から施行する。

医療推進課

貸付金免除条例の一部を改正する条例をここに公布します。
平成28年7月7日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第35号

貸付金免除条例の一部を改正する条例

貸付金免除条例（昭和39年長野県条例第33号）の一部を次のように改正する。

本則の表の長野県臨床研修医研修資金貸与規程（平成21年長野県告示第155号）の項の次に次のように加える。

長野県産科研修医研修資金貸与規程（平成28年長野県告示第412号）	研修資金	<p>(1) 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修又は医師の産科に係る専門性に関する研修を修了した後、左欄の告示の定めるところにより、指定医療機関において分べんを取り扱う産科の医師としてその業務に従事した場合において、当該従事した期間が研修資金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間以上となったとき。</p> <p>(2) (1)に規定する従事期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務上に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、(1)又は(2)に相当するものとして知事が特に必要があると認めるとき。</p>
-----------------------------------	------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

医療推進課医師確保対策室

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成28年7月7日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第36号

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

民生委員の定数を定める条例（平成26年長野県条例第36号）の一部を次のように改正する。

本則の表の松本市の項中 「 536人 」 を 「 537人 」 に
改め、同表の上田市の項中 「 332人 」 を 「 334人 」 に
改め、同表の飯田市の項中 「 236人 」 を 「 237人 」 に
改め、同表の小諸市の項中 「 110人 」 を 「 111人 」 に
改め、同表の伊那市の項中 「 168人 」 を 「 169人 」 に
改め、同表の茅野市の項中 「 125人 」 を 「 126人 」 に
改め、同表の高山村の項中 「 18人 」 を 「 19人 」 に
改める。

附 則

この条例は、平成28年12月1日から施行する。

地域福祉課

長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成28年7月7日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第37号

長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

長野県立総合リハビリテーションセンター条例（昭和49年長野県条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表の備考中「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」を「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

障がい者支援課